

南阿蘇景観形成地域の景観形成に関する基本計画

1 景観形成のための基本的かつ総合的な方針に関する事項

(1) 南郷谷の景観の高森町における位置付け

- 熊本を代表する雄大な景観を有している。

阿蘇は、雄大なカルデラ地形として知られ、古くから観光地として多くの人々が訪れる場所である。

その阿蘇の中でも阿蘇五岳と南外輪山に囲まれた南郷谷は、その雄大な山々と白川を中心として 広がる田園との織り成す眺望はすばらしいものであり、町民のみならず、熊本を訪れる人々にとっても極めて印象深いものとなっている。

- 雄大な自然を生かしたリゾート景観の形成を図る必要がある。

当地域は、リゾート開発の可能性が極めて高く、県内を代表する質の高いリゾート地を目指しており、雄大な自然と地域特性に調和した、統一感のあるリゾート地らしい景観の形成が求められている

(2) 景観形成に当たっての基本的方向

雄大な自然や地域特性と調和した、統一感のあるリゾート地らしい景観の形成を図るため、次のことを景観形成に当たっての基本的考え方とする。

① 豊かな自然との調和

当地域は、背景に雄大な阿蘇五岳・外輪山を抱え、山すそに広がる草地、森林、白川の水辺等極めて豊かな自然に恵まれており、これらは南郷谷の景観を構成する大切な要素となっている。

この ため、これらの豊かな自然と調和した景観の形成を図る。

② 阿蘇五岳・外輪山への眺望を生かした景観の形成

当地域から見上げる阿蘇五岳・外輪山の雄大な仰 瞰 景は、阿蘇地域特有のものであり、当地域を特徴づける重要な景観の一つである。このことから、阿蘇五岳・外輪山への眺望を生かすような景観の形成を図る。

③ 高所よりの眺望を考慮した景観の形成

当地域は、周囲を阿蘇五岳・外輪山によって囲まれているため、これらの山上・山腹からは当地域を一望する俯瞰景が得られる。これは阿蘇五岳・外輪山の仰 瞰 景と同様当地域を特徴付ける重要な景観の一つであり、高所からの眺望を考慮した景観の形成を図る。

④ 緑と水を生かした景観の形成

当地域は豊かな緑と水に恵まれており、この緑の織り成すモザイク模様や白川や多くの水源の水辺景観は、当地域の特徴的な景観であり、これらの緑と水を生かして、豊かな地域景観の形成を図る

⑤ 文化とアメニティあふれる地域景観の形成

当地域の国道・県道沿い等には古くからの集落があり、地域住民の生活の場となっており、文化とアメニティあふれる良好な景観の形成を通じ、地域生活環境の向上を図るものとする。

(3) 景観形成を図るうえでの基本方針

当地域内の景観特性及び将来の景観変化の可能性を勘案し、別図2のとおり、白川を中心として広がる水田、畑地が織り成す「田園景観」と阿蘇五岳、南外輪山の斜面に広がる樹林、草地からなる「山麓景観」及び田園景観内を貫き地域内、地域外からの動線軸となる幹線道路の「沿道景観」の3ゾーンに分けて、次のような基本方針のもとに計画的に景観形成を図っていくこととする。

なお「沿道景観」については、その路線の施設の集積や今後の立地可能性等から2つの地区に区分して計画することとする。

ゾーニング	地区区分	景 観 形 成 の 基 本 方 針
沿道景観形成ゾーン	A 1	この地区は、リゾート地域として開発が見込まれる当地域の主要幹線道路の沿道ゾーンであり、ここからの景観は当地域全体の印象を左右するものであり、阿蘇五岳、南外輪山を望むのに適した眺望点が多く存在し、今後バイパスの延伸、リゾート施設の開発が進むにつれて、沿道サービス施設や各種商業施設の立地が進展するものと予想される。 このため、阿蘇五岳、南外輪山への眺望を大事にしながら、リゾート地らしいゆとりと統一感のある景観形成を図るものとする。 具体的なイメージとしては、「雄大に広がる田園景観や山麓景観、阿蘇五岳及び外輪山を背景として、沿道サービス施設等が点々と立地し、建築物等は、道路からできるだけ後退して余裕空間を確保し、樹木や草花等によりゆとりと安らぎが演出されたものであり、建築物等の高さも阿蘇五岳等への眺望を損なわないような高さに配慮されており、意匠、色彩についてもこの地域の基調を十分意識したものとなっていることが望まれる。そして全体として、阿蘇五岳等への視覚的広がりを確保したなかに、豊かで質の高い緑に囲まれた建築物等がゆとりをもって立地しているような地域」を目指して景観形成を図るものとする。

ゾーニング	地区区分	景 観 形 成 の 基 本 方 針
沿道景観形成ゾーン	A 2	この地区は、当地域内の幹線道路の沿道であり、これらの路線には多くの既存集落があつて、地域住民の生活と密着した地区であるとともに、リゾート開発の進展とともに、リゾート客と地域住民とが交流する大事な地区となるものである。 このため、地域住民の協力を得つつ、地域の生活環境の向上という観点を大事にしながら、落ち着いた中にも潤いと明るさのある街並みを息長く形成していくものとする。 具体的なイメージとしては、「建築物等はゆつたりと敷地がとられ、連続している場合でも少なくとも道路側には余裕空間がとられて建てられており、それらの余裕空間には樹木や草花が植栽されている。そして建築物等のデザイン、色彩については、基調が落ち着いたものに統一され、高さについても圧迫感がないように配慮されている地域」を目指して景観形成を図るものとする。
山麓景観形成ゾーン		このゾーンは、阿蘇五岳及び南外輪山の山すその傾斜地で、豊かな樹林と採草放牧地等からなり、田園景観形成ゾーンと並んで南郷谷における緑豊かな印象をつくりだしている重要な地域であると同時に、リゾート開発の可能性の高いゾーンである。 このため緑豊かな現景観の基調を保全しながら、リゾート地らしいゆとりと統一感のある景観形成を図るものとする。 具体的なイメージとしては、「ゾーンの外から眺望した場合、樹林の中に適度な密度で、規模、高さ、意匠・色彩等について周辺の樹林及び背景となる阿蘇五岳や南外輪山等との調和に配慮した建築物等が散在・立地し、全体として緑豊かな基調が損なわれないような開発がなされている地域。また、開発地内の景観としては、個々の施設がゆつたりした敷地内に立地し、周囲には既存樹林が残されているか又は郷土樹種等による植栽がなされており、域内道路からの景観にも配慮されている。そして施設のデザインや色彩についても周囲の基調に配慮し、統一感を損なわないものとなっているなど、リゾート地らしいゆとりと統一感があり、自然と調和した地域」を目指して景観形成を図るものとする。
田園景観形成ゾーン		このゾーンは、南郷谷中央の平坦地に位置する水田・畑地とそれに囲まれる農村集落等からなり、地域住民の主要な生活の場であると同時に、南郷谷における緑豊かな背景を構成する重要なゾーンである。 このため、地域の生活環境の向上に努めながら、緑豊かな現景観の基調を保全・創造する方向で景観形成を図るものとする。 具体的なイメージとしては、「ゾーンの外から眺望した場合、田園の広がりの中に屋敷林等に囲まれた集落等が散在しており、全体として基調色である緑の中に溶け込んでいるような地域。また集落内の景観としては、意匠・形態等の基調が統一された建築物等がゆつたりとした敷地内に立地し、その周囲には樹木や草花が植栽されており、名所・旧跡等も地域住民の生活の中に生き生きと根付いているなど、住民が自然や歴史を大切にしながら、豊かに暮らしていることが感じられるような地域」を目指して景観形成を図るものとする。

2 景観形成のための基準の策定指針並びに指導、助言及び勧告に関する事項

南阿蘇景観形成地域における景観形成のための基準及び指導等については、次の観点にたって定め、運用するものとする。

行 為	基 準 の 策 定 指 針 及 び 指 導 等 の 観 点
建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更	建築物等の位置については、道路や隣接地からできるだけ後退するとともに、阿蘇五岳・外輪山等の眺望を意識した施設配置、高さ、規模となるよう配慮する。 意匠、形態、色彩等については、地域の基調となる景観を十分意識したものとする。 敷地内については、できるかぎり質の高い緑化を図るとともに、良好な既存樹木については、修景にいかすよう配慮する。
木竹の伐採	木竹は、当地域の景観を構成する重要な要素であることから、保全及び育成を図る。
屋外における物品の集積又は貯蔵	屋外における物品の集積又は貯蔵は、目立たないような位置・形態とするとともに、緑化等により遮へい・修景等の措置を講じる。
鉱物の掘採又は土石等の採取	掘採等の方法は、できるだけ主要な視点場からの眺望に配慮したものとするとともに、遮へい・修景に努め、完了後は緑化・復元に努めるものとする。
土地の区画形質の変更	土地の形状の変更に当たっては、周辺の景観になじむようなものとし、既存の優良な樹木や樹林については修景にいかすとともに、郷土樹種による緑化に努めるものとする。とりわけ道路や隣接地との境界については、緑の保全、創造に努めるものとする。 ゆとりと安らぎのある施設立地を図るため、区画割りはできるだけ大きくなるよう配慮する。 法面、擁壁についても周囲となじむよう配慮するとともに、緑化・修景に努める。
屋外における自動販売機の設置	覆いやテント等により、周辺の景観となじむものとするとともに、周囲の緑化に努める。
広告物の設置又は外観の変更	道路からできるだけ後退した位置とするとともに、規模や意匠、色彩等については、地域の基調となる景観を十分意識したものとする。

南阿蘇景観形成地域における景観形成のための基準

			沿 道 景 観 形 成 ゾ ー ン		山 麓 景 観 形 成 ゾ ー ン	田 園 景 観 形 成 ゾ ー ン	
			A-1	A-2			
＊	位 置	道 路 か ら の 位 置	(1) 敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道に空間を確保するものとする。				
			・道路境界から20m以上後退するように努める。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りでない。		・県道及び幅員5m以上の主要町村道等境界から20m以上後退するように努める。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りでない。		
		隣 接 地 か ら の 位 置	(2) 隣接する敷地境界からできるだけ離れた位置とし、隣地相互において空間を確保するものとする。				
	配 置		・道路に沿って隣接する敷地境界から10m以上後退するように努める。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りでない。				
			(3) 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を勘案し、釣合いのとれた配置とする。				
	建 築 物 等	外 観	意 匠 ・ 形 態	(1) 周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、背景となる阿蘇外輪あるいは阿蘇五岳との調和に配慮するよう努めるものとする。			
				(2) 屋根は、こう配のある屋根とするよう努めるものとする。			
				(3) 空調及び給排水等の設備は、建築物の中に取り込むか又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するよう努めるものとする。			
				(4) 屋外階段は、建築物と一体感を保つデザインとするなど、周辺の景観との調和に配慮するものとする。やむをえない場合は、ルーバー等で覆い目立たない位置に設けるよう努めるものとする。			
		規 模		(5) 基調となる景観との調和が図られるよう建ぺい率、容積率、高さは以下のとおりとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りでない。			
				・建ぺい率は、40％を超えないよう努めるものとする。	・建ぺい率は、60％を超えないよう努めるものとする。	・建ぺい率は、30％を超えないよう努めるものとする。	・建ぺい率は、50％を超えないよう努めるものとする。
			・容積率は、80％を超えないよう努めるものとする。	・容積率は、200％を超えないよう努めるものとする。	・容積率は、60％を超えないよう努めるものとする。	・容積率は、100％を超えないよう努めるものとする。	
			・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。	・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。	・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。	・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。	
		材 料	(6) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので質感豊かなものを用いるものとする。				
		観	色 彩	(7) 外壁及び屋根の色彩は、隣接する建築物等や周囲と調和した落ち着いたものを用いるものとする。			
・基調となる色彩は、別表の基準のものを使用するよう努めるものとする。					・基調となる色彩は、別表の基準のものを使用するよう努めるものとする		
(8) 敷地内における建築物等は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。							
広 告 物 に 関 す る 事 項	(9) 屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。						
	(10) 壁面に設ける広告物は、規模、形状、意匠、色調などが建築物本体と調和するよう努めるものとする。						
	(11) のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。						
敷 地 の 緑 化							
		(1) 樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すよう努めるものとする。					
		(2) 建築物と調和し、周辺の景観との一体性ができるような緑化を施すものとする。					
		(3) 敷地の道路と接する部分には、樹木、草花等による修景・緑化に努めるものとする。					
		(4) 敷地内の擁壁や法面等の構造物は、低木、ツタ等による修景緑化に努めるものとする。					
		(5) 樹種の選定に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種を用いるものとする。					
		(6) 大規模な駐車場は、樹木等により緑化を		(6) 大規模な駐車場は、樹木等により緑化を			
く さ く 、 塀 、 擁 壁)		図るよう努めるものとする。					
		図るよう努めるものとする。					
		(1) 高さはできるだけ低くし、規模、形状、意匠、色彩等は、周辺の景観と調和したものとする。					
		(2) 道路側に設ける、さく・塀・擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものとする。					

*建築物等（遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む。）

		沿 道 景 観 形 成 ゾ ー ン		山 麓 景 観 形 成 ゾ ー ン	田 園 景 観 形 成 ゾ ー ン
		A－1	A－2		
独 立 工 作 物	〈記念塔、電波塔、物見塔〉 〈煙突〉 〈高架水槽〉 〈鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱〉	(1) 位置は、道路からできるだけ後退させるものとする。			
		(2) 規模、形状、意匠は周囲の景観と調和したものとする。			
		(3) 色彩は、周辺の景観と調和したものとする。			
		・基調となる色彩は、別表の基準のものを使用するよう努めるものとする。		・基調となる色彩は、別表の基準のものを使用するよう努めるものとする。	
		(4) 敷地の周辺の緑化に努めるものとする。			
	〈電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物〉	(1) 電線路の位置については、周辺の景観に配慮したものとする。			
		(2) 電線数は、できる限りまとめて少なくするように努めるものとする。			
		(3) 電柱広告は、できるだけ行わないように努めるものとする。			
		(4) 電線の道路横断は、できるだけ少なくなるよう努めるとともに、直角横断になるよう努めるものとする。			
		(5) 景観上重要な場所に設けるものは、規模、形状、意匠、色彩等について配慮するものとする。			
木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項		(1) 木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるよう努めるものとする。			
		(2) 木竹の伐採は、できるだけ伐採区域の周囲の樹木を残すよう努めるものとする。			
		(3) 樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すよう努めるものとする。			
		(4) 伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ周辺の植生を勘案して、緑化に努めるものとする。			
屋外における物品の集積または貯蔵の方法及び遮へいに関する事項		(1) 物品の集積又は貯蔵の位置・形態は、できるだけ目立たないように努めるものとする。			
		(2) 敷地の周囲には、常緑の高木・中木による緑化等、遮へいのための措置を施すよう努めるものとする。			
鉱物の掘採および土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項		(1) 掘採の方法は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。			
		(2) 掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へい、修景に努めるものとする。			
		(3) 掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。			
土地の区画形質の変更後の土地の形状および緑化に関する事項		(1) 土地の区画形質の変更は、周辺の景観となじむよう配慮するものとする。			
		(2) 樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木等は、できるだけ残すよう努めるものとする。			
		(3) 対象区域は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化を図るものとする。			
		(4) 対象区域の周囲や法面・擁壁の前面には緑化に努めるものとする。			
			(5) 区画形質変更の対象区域の25％以上を緑地として確保するよう努めるものとする。 ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りでない。		
		(6) 宅地開発等を目的とした区画形質の変更は、平均区画割面積700㎡以上となるよう努めるものとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りでない。			
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項		(1) 自動販売装置は、耐久性が有り、質感豊かな材料で覆うよう努めるものとする。			
		(2) 敷地周辺には修景のための緑化に努めるものとする。			
広告物に関する事項		(1) 位置は、道路からできる限り後退させるよう努めるものとする。			
		(2) 規模、形状、意匠、色調は、周辺の景観に調和するよう努めるものとする。			
		(3) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいもので質感豊かなものを用いるものとする。			

別表（景観形成基準色彩）

屋根の色範囲

記 号	色彩ブロック名	含まれる色系	色 相	明 度 / 彩 度
R I	赤	赤 赤みの茶	2.5R～2.5Y R	4.0以下／1.0＜～8.0
R II	茶	茶 黄みの茶	2.5Y R～7.5Y R 7.5Y R＜～1.0Y	4.0以下／1.0＜～6.0 4.0以下／1.0＜～4.0
R III	オ リ ー ブ	オリーブ オリーブグリーン	1.0Y＜～5.0G Y	4.0以下／1.0＜～4.0
R IV	無 彩 色	灰色 暗い灰色 黒	2.5Y R～7.5G Y	5.0以下／1.0以下

外壁の色範囲

記 号	色彩ブロック名	含まれる色素	色 相	明 度 / 彩 度
W I	ベ ー ジ ュ	ベージュ 茶	2.5Y R～1.0Y	4.0＜～8.5／1.0＜～2.0
W II	ク リ ー ム	うすい黄 灰みの黄	1.0Y＜～10.0Y	6.5～8.5／1.0＜～2.0
W III	茶	茶	7.5R～7.5Y R 7.5Y R＜～1.0Y	2.0～4.0／1.0＜～6.0 2.0～4.0／1.0＜～4.0
W IV	無 彩 色	白 明るい灰色 灰色	2.5Y R～7.5G Y	6.5～8.5／1.0以下

表示はマンセル色票系（J I S）による

景観形成を図るうえでの基本方針

当地域内の景観特性及び将来の景観変化の可能性を勘案し、下記のとおり、白川を中心として広がる水田、畑地が織り成す「田園景観」と阿蘇五岳、南外輪山の斜面に広がる樹林、草地からなる「山麓景観」、及び田園景観内を貫き地域内、地域外からの動線軸となる幹線道路の「沿道景観」の3ゾーンに分けて、次のような基本方針のもとに計画的に景観形成を図っていくこととしました。

なお「沿道景観」については、その路線の施設の集積や今後の立地ポテンシャル等から2つの地区に区分して計画いたしました。

田園景観形成ゾーン

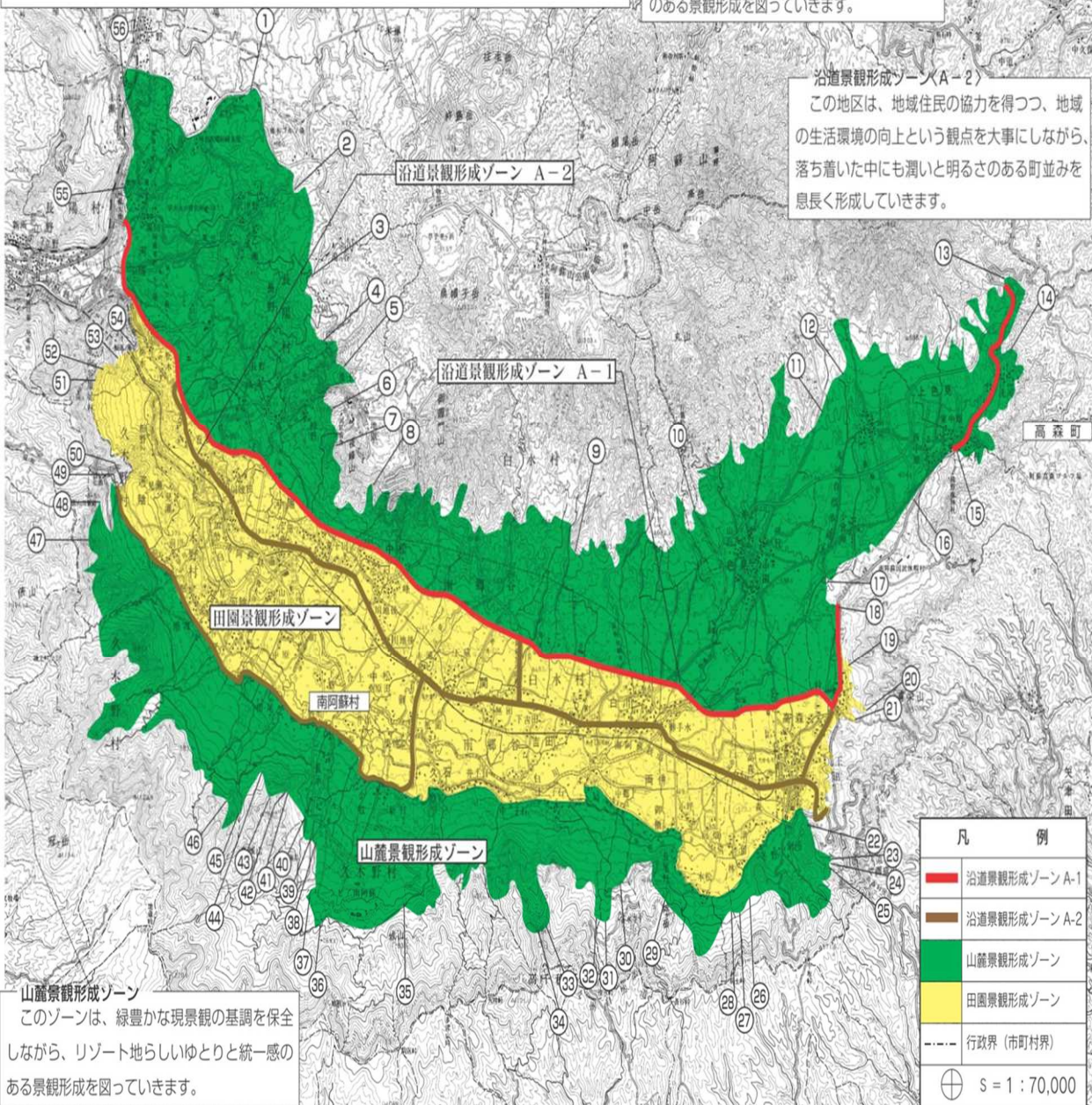
このゾーンは、地域の生活環境の向上に努めながら、緑豊かな現景観の基調を保全・創造する方向で景観形成を図っていきます。

沿道景観形成ゾーン(A-1)

この地区は、阿蘇五岳・南外輪山への眺望を大事にしながらリゾートらしいゆとりと統一感のある景観形成を図っていきます。

沿道景観形成ゾーン(A-2)

この地区は、地域住民の協力を得つつ、地域の生活環境の向上という観点を大事にしながら、落ち着いた中にも潤いと明るさのある町並みを息長く形成していきます。



山麓景観形成ゾーン

このゾーンは、緑豊かな現景観の基調を保全しながら、リゾート地らしいゆとりと統一感のある景観形成を図っていきます。

凡	例
①-②	道路敷(除)界
②-③	道路中心線より300m線界
③-④	林班界(民有林)
④-⑤	小班界(民有林)
⑤-⑥	稜線界
⑥-⑦	小班界(民有林)
⑦-⑧	村有地界
⑧-⑨	村班界(民有林)
⑨-⑩	村班界(民有林)
⑩-⑪	小班界(民有林)
⑪-⑫	道路敷(除)界
⑫-⑬	小班界(民有林)
⑬-⑭	道路敷(除)界
⑭-⑮	地類界(森林と耕地)
⑮-⑯	道路敷(除)界
⑯-⑰	河川界
⑰-⑱	稜線界
⑱-⑲	道路敷(除)界
⑲-⑳	地類界(森林と耕地)
㉑-㉒	地類界(森林・原野と耕地)
㉒-㉓	地類界(森林と耕地)
㉓-㉔	稜線界
㉔-㉕	町有地界
㉕-㉖	稜線界
㉖-㉗	町有地界
㉗-㉘	町村界
㉘-㉙	小班界(民有林)
㉙-㉚	村有地界
㉚-㉛	道路敷(除)界
㉛-㉜	国有林界
㉜-㉝	小班界(民有林)
㉝-㉞	保安林界
㉞-㉟	稜線界
㊱-㊲	保安林界
㊲-㊳	村有地界
㊳-㊴	国有林界
㊴-㊵	河川界
㊵-㊶	小班界(民有林)
㊶-㊷	道路敷(除)界
㊷-㊸	小班界(民有林)
㊸-㊹	小班界(民有林)
㊹-㊺	稜線界
㊻-㊼	稜線界
㊼-㊽	道路(中心線)界
㊽-㊾	稜線界
㊿-①	保安林界
②-③	防火線界
④-⑤	道路敷(除)界
⑥-⑦	小班界(民有林)
⑧-⑨	道路(中心線)界
⑩-⑪	国有林界
⑫-⑬	国有林界
⑭-⑮	稜線界
⑯-⑰	稜線界
⑱-⑲	崖上線界
⑳-㉑	黒川河川界
㉒-㉓	道路敷(除)界

凡	例
—	沿道景観形成ゾーン A-1
—	沿道景観形成ゾーン A-2
■	山麓景観形成ゾーン
■	田園景観形成ゾーン
---	行政界(市町村界)
⊕	S = 1 : 70,000